

新発田地域老人福祉保健事務組合規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、新発田地域老人福祉保健事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。

新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務

(2) 休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、新発田市中心部5丁目4番7号広域合同庁舎内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は4人とし、関係市町の長をもつてこれにあてる。

2 前項の規定にかかわらず、新発田市及び副管理者となつた市町の長の属する市町にあつては、副市町長をもつて組合議員にあてる。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の長の任期による。

2 前条第2項の組合議員にあつては、当該副市町長の任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、当該組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者は、新発田市長をもつてあてる。

3 副管理者は、組合の議会の同意を得て関係市町の長の中から管理者が選任する。

4 会計管理者は、関係市町の会計管理者の中から管理者が選任する。

5 管理者の任期は、新発田市長の任期による。

6 副管理者の任期は、当該市町の長の任期による。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 職員の定数は、条例をもつて定め、管理者が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）の中から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次に掲げる収入をもつて充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) その他の収入

(負担金の分賦)

第12条 関係市町の負担金は、組合の議会の議決により別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。ただし、組合設立の際、現に新発田市及び水原町に存する養護老人ホームについては、組合が新たに設置する養護老人ホームが開設されるまでは、なお従前の例により新発田市及び水原町においてそれぞれ管理運営する。

(事務及び財産の承継)

- 2 組合が解散した場合には、その事務及び財産を下越障害福祉事務組合に承継させるものとする。

附 則 (昭和48年規約第2号)

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則 (昭和50年規約第3号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和50年 1 月 21日〕から施行する。

附 則 (昭和52年規約第4号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和52年12月15日〕から施行する。

附 則 (昭和53年規約第5号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和53年 6 月 1 日〕から施行する。

附 則 (昭和56年規約第6号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和56年 6 月 30日〕から施行する。ただし、改正後の規約第3条第2号に規定する事務のうち、この規約施行の日（以下「施行の日」という。）に現に新発田市及び中条町に開設している休日診療所については、改正後の規約第3条第2号の規定により組合が施行の日以後最初に設置する休日診療所を開設する日までは、なお従前の例により新発田市及び中条町においてそれぞれ管理運営する。

附 則 (昭和63年規約第7号)

この規約は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則 (平成4年規約第8号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成4年 4 月 30日〕から施行する。

附 則 (平成5年規約第9号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成5年 4 月 1 日〕から施行する。

附 則 (平成11年規約第10号)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年新潟県市合第100号)

この規約は、平成15年7月7日から施行する。

附 則 (平成16年新潟県市合第264号)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年新潟県市合第16号)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年新潟県市合第394号)

- この規約は、平成17年3月21日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年新潟県市町村第174号)

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年新潟県市町村第748号)

この規約は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年新潟県市町村第1560号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する組合の収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、変更前の第8条第1項、第4項及び第6項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の第8条の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により関係市町の収入役として在職するものとされた者は、変更後の第8条に規定する会計管理者とみなす。

附 則 (令和2年市町村第849号)

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。